

香芝市告示第122号

次に掲げる事務については、令和6年10月21日から地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき副市長 堀本武史に委任し、同法第167条第2項の規定により執行するので、同条第3項の規定により告示する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条及び道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の規定に基づき組織する香芝市地域公共交通活性化協議会の運営に際し、当協議会を主宰する市長の事務

令和6年10月21日

香芝市長 三橋和史